

令和2年(2020年)11月17日

保護者の皆様

豊中市立第十四中学校
校長 若林 智

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（お知らせ）

日頃は学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、現在、新型コロナウイルスの感染状況が全国的に拡大している状況ですが、その感染経路として、「家庭内感染」が増加しております。学校としては、感染拡大を避けるために、ご家庭における小中学校に通うお子様（以下「お子様」といいます。）の対応について、下記のとおりお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、お子様の健康状態の把握ならびに、感染症予防の指導について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

○市立小中学校における「出席停止期間」について

出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

(1) お子様及び、同居者に発熱等風邪症状がある場合

発熱等風邪症状が治まるまでの期間（ただし、医師の判断で感染の疑いがない場合を除く）

(2) お子様、感染した場合

専門医等が快癒を認める等、登校を許可されるまでの期間

(3) お子様、濃厚接触者と認定された場合

保健所に指示された期間

(4) お子様の同居者が、濃厚接触者と認定された場合

同居者が濃厚接触者と認定された日から、PCR検査で「陰性」と判明した日までの期間

○その他

- ・登校後、発熱等風邪症状が確認されたら早退し、自宅で療養していただきます。なお、在籍している兄弟姉妹も、上記（1）の理由により、同様に早退させていただきます。
- ・学校に登校できない期間中、学校はお子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいります。何かご心配なことがございましたら、遠慮なくご連絡ください。